

## 第九 高齢・障害・求職者雇用支援機構及び労働者退職金共済機構の職員の採用

一 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構又は労働者退職金共済機構（以下「高齢・障害者雇用支援機構等」という。）の理事長は、雇用・能力開発機構を通じ、その職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構又は労働者退職金共済機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構等」という。）の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとすること。

二 雇用・能力開発機構は、一の提示がされたときは、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となることに関する雇用・能力開発機構の職員の意思を確認し、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となる意思を表示した者の中から、当該高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員の採用の基準に従い、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して高齢・障害者雇用支援機構等の理事長に提出するものとすること。

三 二の名簿に記載された雇用・能力開発機構の職員のうち、高齢・障害者雇用支援機構等の理事長から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の日の前日において雇用・能力開発機構の職員で

あるものは、この法律の施行の日において、高齢・障害・求職者雇用支援機構等の職員として採用されるものとすること。

四 雇用・能力開発機構及び厚生労働大臣は、雇用・能力開発機構の職員のうち、三の通知を受けた者以外の者の速やかな再就職を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

第十 その他

その他所要の経過措置等を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとすること。

(附則第五条、第十五条及び第十七条関係)